地域密着型サービス事業の参入及び施設整備等に係る補助制度について

平成30年12月18日 宮城県保健福祉部長寿社会政策課 在宅•施設支援班



「アニメむすび丸 介護予防PR バージョン」

参入にあたっての留意点について

市町村では、それぞれの介護保険事業計画に基づき、必要な地域密着型 サービス等の施設を整備する事業者を公募しますので、参入を希望する場合は、 その事業を行いたい(施設を整備したい)市町村にご相談ください。

事業を始めるにあたって活用できる補助制度について

地域密着型サービス等の整備の助成

施設区分	単価(千円)	単位	補助対象経費	
地域密着型特別養護老人ホーム	4,270	整備床数		
認知症高齢者グループホーム	32,000	施設数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整 備(施設の整備と一体的に整備されるも	
小規模多機能型居宅介護事業所	32,000	施設数	のであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接	
定期巡回·随時対応型訪問介護看 護事業所	5, 670	施設数	必要な事務に要する費用であって,旅費, 消耗品費,通信運搬費,印刷製本費 及び設計監督料等をいい,その額は,工	
看護小規模多機能型居宅介護事業 所	32,000	施設数	事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)	
認知症対応型デイサービスセンター	11,300	施設数		

開設するための準備経費の助成

施設区分	単価(千円)	単位	補助対象経費
地域密着型特別養護老人ホーム	800	定員数	
認知症高齢者グループホーム	800	定員数	施設の円滑な開所や増床に必要な, <u>開</u>
小規模多機能型居宅介護事業所	800	宿泊定員数	<u>設前の6月</u> に係る需用費,使用料及び 賃借料,備品購入費,報酬,給料, 職員手当等,共済費,賃金,旅費,
定期巡回·随時対応型訪問介護看 護事業所	13,300	施設数	役務費,委託料又は工事請負費
看護小規模多機能型居宅介護事業 所	800	宿泊定員数	

※開設準備経費の補助単価については、今年度増額になりました。

補助金活用における留意点について

- 開設準備経費の補助については、近年、人材の不足により、当初予定していた開所時期より開 所が遅れ、補助金の返還になるケースが見受けられますので、ご注意願います。
 - ※ 2ヶ年度にまたがる場合,開設前の準備経費として対象となるのは,交付決定した年度内の期間のみとなります。
 - (例) 開所日が,平成31年7月1日で,交付決定が平成30年12月1日(平成30年度中)の場合→開設前の準備経費として対象となるのは,平成30年度中の期間に限定されることから,平成31年1月から3月の3ヶ月間のみとなります。

開所日が、平成31年7月1日で、交付決定が平成31年4月1日(平成31年度中)の場合→開設前の準備経費として対象となるのは、平成31年度中の期間に限定されることから、平成31年4月から6月の3ヶ月間のみとなります。

開所日が、平成31年10月1日で、交付決定が平成31年4月1日(平成31年度中)の場合→開設前の準備経費として対象となるのは、平成31年度中の期間に限定されることから、平成31年4月から10月の6ヶ月間となります。

○ 補助金を活用した建物や備品については、使途が限定されており、当初予定していた目的から変更する場合については、財産処分の承認が必要ですので、ご注意願います。(なお、補助金の返還に該当する場合もありますので、ぜひ長寿社会政策課在宅・施設支援班までご相談ください。)

その他補助制度について

介護ロボットに関する助成

項目	介護ロボット導入支援事業	ロボット等介護機器導入支援事業	
補助対象者	県内で介護事業所を運営している法人	県内で以下の施設等を運営する法人 ①特別養護老人ホーム②介護老人保健施設③認知 症高齢者グループホーム④小規模多機能型居宅介護 事業所⑤看護小規模多機能型居宅介護事業所	
補助対象機器	①移乗介助②移動支援③排泄支援④ 見守り・コミュニケーション⑤入浴支援⑥介 護業務支援のいずれかの場面で使用する もの	イ 介護職員の負担軽減に資するロボット等介護機器 ①見守り ②排泄支援 ③介護業務支援のいずれかの 場面において使用するもの ロ 介護職の魅力向上に資する次世代型のロボット等介 護機器 コミュニケーション	
1 台当たり補助上限金額	30万円 (ただし補助対象経費が60万円 未満の場合は, その2分の1が補助対象)	イ 30万円 (ただし補助対象経費が60万円未満の場合は、その2分の1が補助対象) ロ 50万円	
補助制限	1法人当たり1事業所 上限台数あり(定員変動)	1法人当たり1事業所 上限金額あり(定員変動) 補助上限額 1,000万円 下限台数の制限あり	

介護事業所内における保育施設の運営に関する助成

補助対象者

介護施設,居宅サービス・地域密着型サービス事業所等

補助対象経費

保育に従事する者の人件費

補助金額の算定

補助基準又は対象経費いずれか少ない方×2/3(補助率)

補助基準については以下の補助区分に応じて、基本額から保育料収入相当額を引いた額になります。

補助区分		甘士苑			
区分	児童数	保育時間	保育士等人数	基本額	保育料収入相当額
I 型	1人以上	8時間以上	1人以上	1人×180,800円×運営月数	24,000円×運営月数×1人
Ⅱ型	1人以上	8時間以上	2人以上	2人×180,800円×運営月数	24,000円×運営月数×2人
Ⅲ型	4人以上	8時間以上	2人以上	2人×180,800円×運営月数	24,000円×運営月数×4人
IV型	6人以上	8 時間以上	3人以上	3人×180,800円×運営月数	24,000円×運営月数×6人
V型	10人以上	10時間以上	4人以上	4人×180,800円×運営月数	24,000円×運営月数×10人

【留意点】

- ・今回、保育所を開所する施設に限ります。(既に開所している保育所は対象となりません。)
- ・補助対象期間は3年間です。(ただし, 申請は1年ごと行ってください。)